

企業会計基準委員会御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会  
企業会計研究会

**企業会計基準公開草案第 47 号（企業会計基準第 25 号の改正案）**

**「包括利益の表示に関する会計基準（案）」について**

2012年4月24日に公表された標記公開草案（以下『公開草案』）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

**1. 企業会計基準第 25 号の個別財務諸表への適用に関して**

『公開草案』が、企業会計基準第 25 号を当面の間は個別財務諸表に適用しないとしている点は、非常に残念である。2010年2月1日に企業会計基準委員会（以下 ASBJ）へ提出した意見書『「包括利益の表示に関する会計基準（案）」について』で、我々は以下の様に述べた。

**3. 適用範囲・個別財務諸表及び連結財務諸表を支持**

個別財務諸表における包括利益及びその他の包括利益の表示に反対する意見が ASBJ 内にあるが、我々は上場企業に関しては、「公開草案」2 頁 3. の通り「個別財務諸表及び連結財務諸表（いずれも四半期財務諸表を含む。）における包括利益及びその他の包括利益の表示に適用」すべきと考えている。元来、連結財務諸表と個別財務諸表の表示は、同一の会計基準によるのが自然である。両者の表示が異なれば、利用者の使い勝手は著しく悪化し、財務諸表分析の実務上、表示内容の誤解やデータ入力時のミスなど無用な混乱を招くだけであろう。

しかし、2010年6月30日の企業会計基準第 25 号では、企業会計審議会で個別財務諸表に関する全般的な議論が開始された状況を踏まえ、第 14 項で「本会計基準の個別財務諸表への適用については、本会計基準の公表から 1 年後を目途に判断する」とされた。ところが、個別財務諸表に関する議論が収束せず、判断が遅れているため、財務諸表の本表において連結と個別では表示・形式が大きく異なるという異例な状況が 2 年近く続いている。この結果、連結決算を公表していない会社では、同業他社との比較分析が難しいなどの影響が出ている。

『公開草案』は、企業会計基準第 25 号の第 14 項を削除し、新設した第 16-2 項で「本会

計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用しない」としている。第14項で「判断する」とした時期から既に1年近くが経過しており、現状を放置できない事情は解る。しかし、「当面の間」とは言え、「個別財務諸表には適用しない」とASBJが明言したのは誠に遺憾である。

そもそも、2009年12月25日に「包括利益の表示に関する会計基準（案）」を公表した時点では、ASBJは「個別財務諸表及び連結財務諸表（いずれも四半期財務諸表を含む。）における包括利益及びその他の包括利益の表示に適用」を目指していたはずである。しかし、『公開草案』の第39-2項、第39-3項によると、単体検討会議の報告書に影響を受けて、ASBJが連結と個別で異なる会計基準の適用を容認したとの印象を受ける。我々はASBJの基本姿勢は変わっていないものと信じており、「個別財務諸表には適用しない」のは、あくまでも「当面の間」の一時的な措置であることを再確認したい。

## 2. 包括利益計算書の名称変更に関して

『公開草案』の第37-2項によると、2011年6月公表の改訂IAS第1号を検討した結果、2計算書方式では「損益計算書」と「包括利益計算書」、1計算書方式では「損益及び包括利益計算書」という名称は変更しないとされている。単体検討会議の報告書で「名称の変更を検討することが望ましい」という意見があったにも関わらず、頻繁な基準変更による混乱を避けるため、包括利益計算書の名称変更を見送ったASBJの判断を支持したい。

この様に妥当な判断を下したASBJが、財務諸表の本表において連結と個別では表示・形式が大きく異なるという異例な状況を、長く放置し続けるとは思えない。我々は、「個別財務諸表には適用しない」という「当面の間」の一時的な措置が1日も早く解除され、個別財務諸表にも企業会計基準第25号が適用され、連結財務諸表と同じ基準で開示されることを期待している。

以上